

5 教高第 94 号
5 教特第 68 号
5 教学第 106 号
5 教保第 62 号
5 教ス第 64 号

令和 5 年（2023 年）5 月 1 日

県立学校長 様

教 育 長

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

令和 5 年 4 月 28 日付け 5 教保第 64 号及び第 65 号保健厚生課長通知で改めてお知らせすることとしていた 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策については、別紙 1 のとおりです。

つきましては、下記事項にご留意の上、適切に対応するようお願いいたします。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後においても、
 - ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・適切な換気の確保
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと
これまでも示しているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと
- 2 出席停止に関する留意事項
 - ・出席停止の期間を経て登校するに当たっては、保護者が作成した別紙 2「出席停止期間終了報告書」の提出を求めること。なお、医療機関が発行する陰性証明書等は必要ないこと
 - ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
 - ・「発症した後 5 日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
 - ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
 - ・学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号のただし書の規定により、出席停止期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては想定していないこと
 - ・令和 5 年 5 月 8 日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

- 3 児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合の留意事項
児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと
その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと
また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること
- 4 感染流行期等の感染対策
県が医療アラートを発出するなど感染が流行している場合の対応は改めて通知する
- 5 感染者の報告
令和4年11月17日付け「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の報告の改正について」(保健厚生課長等連名通知)に基づく「長野電子申請サービス」による報告は終了し、「学校等欠席者・感染情報システム」に入力するのみとすること
- 6 集団感染が疑われる場合の報告(5月7日までの対応と同様)
集団感染とは次のすべてを満たす場合であること
・学校内の同じ所属(学級・部活等)の陽性者との接触により陽性者の累計が5名以上
・校内で日増しに人数が増えている場合や一斉に複数名が陽性判明した場合
なお、初発の陽性者との最終接触日から10日以内に陽性が判明した者までを報告対象とする。
- (1) 電話による一報
平日 高校教育課 管理係 026-235-7430 保健厚生課 026-235-7444
特別支援教育課 指導係指示による(026-235-7456)
休日(緊急対応が必要な場合) 高校教育課 管理係(各地区担当者あて)
特別支援教育課 指導係指示による
- (2) ながの電子申請システムによる報告
(平成26年3月11日付け25教保第309号「学校における感染症及び食中毒発生時の報告について」様式1により報告)
https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=27794
複数発生時の報告後に陽性者が増え続けている場合は追加して報告
- 7 臨時休業中の部活動等
部活動における臨時休業中の公式大会等への参加に係る例外措置について(令和4年4月28日付け4教高第74号・4教学第133号・4教保第49号・4教ス第47号高校教育課長・学びの改革支援課課長・保健厚生課長・スポーツ課長通知)は令和5年5月7日付けで廃止し、5月8日以降の取扱いは、以下のとおりとする。
- (1) 臨時休業中の部活動
臨時休業になった場合、部活動は行わない。
- (2) 臨時休業中の大会への参加
陽性者以外の生徒は、検温等により健康観察を行い体調不良が無いことを確認の上、学校医の助言等を踏まえて学校長の判断により公式大会等に参加できる。

8 特別支援学校での対応

特別支援学校においては、指導の際に接触がされなかったり、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいや基礎疾患の種類や程度等を踏まえ、必要に応じて学校医等の助言を得るなど適切に対応すること

9 感染警戒レベルに応じた感染防止対策の終了

「医療アラート」の解除について（令和5年2月10日付け4教高第737号・4教特第535号・4教学第702号・4教保第479号・4教ス第499号教育長通知）に基づく各圏域の感染警戒レベルに応じた感染防止対策は、令和5年5月8日から感染警戒レベルが廃止されたことから、令和5年5月7日付けで終了します。

高校教育課管理係 （課長）志津千代子 （担当）金井繁昭 電話 026-235-7430（直通）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 （課長）酒井和幸 （担当）勝又和彦 電話 026-235-7456（直通）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-hien@pref.nagano.lg.jp
学びの改革支援課高校教育指導係 （課長）臼井学 （担当）小口雄策 電話 026-235-7435（直通）内線 4390 FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp	保健厚生課保健・安全係 （課長）永岡 勝 （担当）中島広介 小田切優美 梅本絵里 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp
スポーツ課学校体育係 （課長）沼澤由憲 （担当）酒井修一 電話 026-235-7448（直通）内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp	

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

R5.5.1 保健厚生課

項目		5月7日まで	5月8日以降
出席停止 (感染した場合)	期間	<p>(有症状の場合) 発症した後7日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>(無症状の場合) 検体を採取した日から7日を経過するまで(採取日の翌日を1日目とする)</p>	<p>(有症状の場合) 発症した後<u>5日</u>を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>(無症状の場合) 検体を採取した日から<u>5日</u>を経過するまで(採取日の翌日を1日目とする)</p> <p><u>※発症又は検体採取から10日を経過するまでマスクの着用を推奨。ただし、マスク着用を強いることがないようし、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないよう指導</u></p>
	確認方法	医療機関・軽症者登録センターからのチラシ・メール等	<u>出席停止期間終了報告書</u>
出席停止 (濃厚接触者)		陽性者との最終接触の日後5日を経過するまで	<u>濃厚接触(相当)者の特定はしないため、出席停止の対象とならない</u>
出席停止 (児童生徒の体調異変)		症状がなくなるまで	<u>出席停止としない</u> (出席可能となるまで病欠) <u>※児童生徒の受診を推奨</u>
出席停止 (同居家族が有症状の場合)		<p>(家族が陽性の場合) 最終接触から5日間</p> <p>(家族が陰性又は健康観察の場合) 家族が軽快するまで</p>	<p><u>出席停止としない</u></p> <p><u>※家族の新型コロナウイルス感染症発症から7日を経過するまでは、特に注意して児童生徒の健康観察を行い、マスク着用を推奨。ただし、マスク着用を強いることがないようし、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないよう指導</u></p>

項 目		5月7日まで	5月8日以降
出席停止等 (感染不安 等の場合)	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどにより保護者から欠席相談があり、校長が認めた場合 ・医療的ケアを必要とする児童生徒（主治医等の確認） ・基礎疾患があることにより重症化リスクが高い児童生徒（主治医等の確認） 	同左
	期 間	校長が必要と認めた期間	同左
学級閉鎖	条 件	欠席者の割合が概ね20%となった場合 (少人数の学級については、概ね20%の感染が確認されても、その間で感染経路に関連のない場合や学級内の他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合は、必ずしも学級閉鎖を行う必要はない)	同左
	期 間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	<u>学校医の助言等を踏まえて学校設置者が決めた期間 (5日程度が目安)</u>
学年・学校 閉鎖	条 件	複数の学級・学年を閉鎖するなど、学年・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	同左
	期 間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	<u>学校医の助言等を踏まえて学校設置者が決めた期間 (5日程度が目安)</u>
健康観察		(家庭) 自宅で検温(朝晩)し、健康チェックカード等を提出 (学校) 登校後すぐに健康チェックカードを確認 登校前に検温できなかった児童生徒は、保健室で検温等	(家庭) <u>体調に異常がないか確認(必要に応じ検温)</u> (学校) <u>HRや毎授業開始時に体調不良者がいないか確認 (1時限目は特に注意)</u>

項 目		5月7日まで	5月8日以降
一人ひとりの基本的な感染対策	手洗い	石けん等による丁寧な手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後など）	同左
	咳エチケット	他者に感染させないためにティッシュ・ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って口や鼻をおさえる	同左
清掃・消毒		通常の清掃活動の中に消毒を取り入れる	<u>清掃により清潔な空間を保つ</u>
換 気		原則として窓を常時開放する 可能であれば2方向の窓を同時に開ける 天候等により常時換気が難しい場合でも30分程度毎	同左
マスクの着用		学校教育活動に当たってマスク着用を求めない （4月1日以降の新学期から）	同左
部活動	臨時休業中の部活動	臨時休業になった場合、部活動は行わない	同左
	臨時休業中の大会への参加	陽性者及び濃厚接触者以外の生徒は、公式大会等の前日又は当日に抗原定性検査を実施し陰性が確認できていることを条件に、公式大会等へ参加できる	<u>陽性者以外の生徒は、検温等により健康観察を行い体調不良が無いことを確認の上、学校医の助言等を踏まえて学校長の判断により公式大会等に参加できる</u>

令和 年 月 日

保護者様

(学校長名)

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染したことから、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止を指示します。なお、発症した翌日を第1日目として5日の期間ですのでご注意ください。お子様の病気の悪化を予防し、他の児童生徒への感染を防止するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校する時は、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらったものではありません。**

なお、発症日から10日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登校する際は感染症対策にご協力をお願いします。

出席停止期間終了報告書

学校長様

年 組

児童生徒氏名

発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	症状軽快 0日目	1日目
/	/	/	/	/	/		/	/

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

令和 年 月 日

保護者氏名